

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 8 月 5 日付けの特別児童扶養手当資格喪失通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法 3 条 4 項の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

受給資格の喪失の理由であった日本国内に住所を有しなくなったのは、新型コロナウイルス感染症の発生により、一時日本への渡航ができなくなり、みなし再入国の期間が過ぎたことによるものと思う。これは、新型コロナウイルス感染症の発生という予期不能な事情によるもので、本人の意思に反するものであり、また、みなし再入国の期限が過ぎたものの救済措置によって再入国が認められたため、その間日本国内に住所を有しなくなったとの認定が誤りである。

請求人が令和 1 年 1 2 月 7 日付けで日本を出国し、みなし再入国の有効期間内（1 年間）日本に戻る予定だったが、その後新型コロナウイルス感染症が発生し、一時日本への渡航が禁止されていた。その後渡航禁止が解除されたが、日本への渡航に新型コロナウイルスに感染

する大きなリスクを伴い、また安易な移動によりコロナウイルスを日本国内に持ち込み、人に危害を加える懸念もあるため、みなし再入国の有効期間内の再入国を断念せざるを得なかった。その後、状況が安定しつつあるのを見極め、令和4年6月2日付けで日本へ再入国した。その際、既にみなし再入国の有効期間が過ぎたが、コロナウイルス感染症に関する特別救済措置により在留資格認定を受け、日本に再入国した。

以上、請求人がコロナウイルス感染症の発生によって、日本に一時帰国できなくなり、その間日本国内に住所を有しなくなったとの認定を受けたが、それは請求人本人の意思によるものではなく、不可抗力によって一時帰国ができなくなるやむを得ない事情によるものだったため、その認定が不当であり、認定の取消しを求める。

なお、請求人の出入国履歴は、次のとおりである。

2019年(令和元年)12月7日 日本を出国(みなし再入国)

2022年(令和4年)6月2日 日本に再入国

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年10月19日	諮問
令和5年11月24日	審議(第83回第4部会)
令和5年12月18日	審議(第84回第4部会)
令和6年 1月23日	審議(第85回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 手当の支給対象者

手当は、法 2 条 1 項の規定に該当する障害児（以下「障害児」という。）の父又は母がその障害児を監護するとき等、法 3 条 1 項及び 2 項が定める支給要件に該当する場合において、当該支給要件に該当する父又は母等（以下「受給資格者」という。）が、法 5 条 1 項の規定に基づき、受給資格及び手当の額に係る都道府県知事（以下単に「知事」という。）の認定を受けた上で支給されるものとしている。

ただし、法 3 条 4 項は、同条 1 項の規定にかかわらず、手当は、受給資格者が日本国内に住所を有しないときは、支給しないとしている。

(2) 届出（所得状況・住所変更・資格喪失）

法 3 5 条 1 項は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならないとしている。

これを受けて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）は、法 3 5 条 1 項に基づく届出又は提出について、次のとおり定めている。

ア 所得状況の届出（法施行規則 4 条）

受給者は、毎年 8 月 1 2 日から 9 月 1 1 日までの間に、必要書類を添えて、特別児童扶養手当所得状況届を知事に提出しなければならない。

イ 住所変更の届出（法施行規則 6 条）

受給者は、住所を変更したときは、1 4 日以内に、変更前及び変更後の住所を記載した届書を知事に提出しなければならない。

ウ 受給資格喪失の届出（法施行規則 1 1 条）

受給者は、法 3 条に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、特別児童扶養手当資格喪失届（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

なお、様式第 9 号の裏面には、記入に当たっての注意事項が記載されており、「受給資格がなくなった理由」の欄は、該当する文字を○で囲むように指示がある。その理由の一つである「イ」は、「受給者が日本国内に住所を有しなくなった」である。

(3) 手当の差止め

法 12 条は、受給者が、正当な理由がなくて、法 35 条 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができるとしている。

(4) 市町村長の経由・市町村長による審査

法施行規則 15 条は、同規則第 1 章の規定（1 条から 15 条まで）によって届書等を知事に提出する場合においては、当該受給資格者又は受給者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由しなければならないとしている。

法施行規則 16 条 1 項は、市町村長は、法施行規則 15 条の規定により市町村長を経由して知事に提出しなければならないとされている届書等を受理したときは、届書等の所定事項について必要な審査を行い、これを知事に提出しなければならないとしている。

(5) 受給資格喪失の通知

法施行規則 24 条 1 項は、知事は、受給者の受給資格が消滅したときは、特別児童扶養手当資格喪失通知書をその者に交付しなければならないとしている。

(6) 外国人に係る事務の取扱い

「『特別児童扶養手当等の支給に関する法律』における外国人に係る事務の取扱いについて」（平成 24 年 6 月 28 日付障企発 0628 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「事務取扱通知」という。）第 3・1 は、外国人が出国した場合の受給権に関する基本的な取扱いとして、外国人が生活の本拠を移して出国する場合には、住民基本台帳法 24 条の規定により、住所地の市町村長に転出届の提出が必要であることから、当該受給資格者の住民票が消除された日をもって受給権を消

滅させるとしている。

また、同・２・(1)は、外国人の住民票が消除されないまま出国している場合で、手当の受給資格者である外国人が、出入国管理及び難民認定法２６条に規定する再入国の許可（同法２６条の２の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）を受けて出国したときは、当該外国人の受給権は消滅しないものであるとしている。ただし、当該外国人が再入国の有効期間内に再入国しなかった場合には、当該外国人に係る住民票が消除された日をもって、手当の受給権を消滅させるとしている。

なお、出入国管理及び難民認定法２６条の２第１項は、本邦に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、同法２６条１項の規定（再入国の許可は申請に基づきなされる旨の規定）にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなすとしている（以下「再入国みなし許可」という。）。再入国みなし許可の有効期間は、法２６条の２第２項により、出国の日から１年とされている。

なお、事務取扱通知は地方自治法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解される。

２ 本件処分についての検討

- (1) 外国人が出国した場合の受給権の基本的取扱いとして、外国人が生活の本拠を移して出国する場合には転出届の提出が必要であることから、住民票が消除された日をもって受給権を消滅させることとされている（１・(6)）。もっとも、外国人が、その住民票が消除されないまま出国し、再入国みなし許可を受けている場合、その受給権はただちには消滅しないものの、再入国みなし許可の有効期間内（出国から１年以内）に再入国しなかった場合には、その住民票が消除された日をもって、手当の受給権は消滅するものとされている（１・(6)）。

これを本件についてみると、請求人は、再入国のみなし許可を受けている場合であったとしても出国の日から１年以内に再入国

していないのであるから、請求人の手当の受給権は、住民票が消除された日である令和２年１２月８日をもって消滅したと認められる。

処分庁は、請求人から法施行規則１１条に基づく本件資格喪失届が提出され、請求人が日本国内に住所を有しなくなったことが確認されたことから、法３条４項及び事務取扱通知に基づき本件処分を行ったものと認められ、その限りで、本件処分につき違法又は不当な点はみられない。

(2) 処分庁は、当初、〇〇区長からの報告により、本件消除日を令和２年１２月９日と把握し、本件処分を行っており、この点、本件処分には誤りがあるといわざるを得ない。

しかし、法４条が手当は月を単位として支給するものとし、法５条の２第１項により手当の支給は手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされることから、当該消滅日の誤りによって、請求人に支給される手当の支給期間及び支給額に影響を及ぼすものではなく、直ちに請求人の権利利益を左右するものとは認められず、令和２年１２月までが支給期間となることに誤りはない。上記誤りをもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、再入国みなし許可の有効期間が過ぎたが、救済処置によって再入国が認められたのだから、再入国までの間日本国内に住所を有しなかったとの認定は誤りであると主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、外国人の住民票が消除されないまま出国し、みなし許可を受けた場合であっても、再入国みなし許可の有効期間内（出国から１年以内）に再入国しない場合は、住民票が消除された日をもって手当の受給権は消滅するものであり、コロナ禍の状況下でこの規定が適用されない旨の定めはないから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

上記２で述べた以外に、本件処分に違法又は不当な点は認められ

ない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子